

「徳島県市町村国民健康保険財政安定化等支援方針」の概要について

1 国保財政の安定化等の推進に関する基本的な事項

(1) 目的と根拠

この方針は、国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づき、県が定める市町村国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針である。

(2) 対象とする期間

平成25年3月31日までを対象期間とする。

なお、期間中であっても必要に応じ、見直しを行う。

2 国民健康保険の財政の安定化等を図るための具体的な施策

(1) 県内の標準設定

① 収納率目標

被保険者数	1 万人未満	1 万人以上 5 万人未満	5 万人以上 10 万人未満	10 万人以上
収納率	92%以上	91%以上	90 %以上	89 %以上

② 赤字保険者の赤字解消目標年次

国民健康保険特別会計の実質収支が2年継続して赤字の市町村は、赤字解消の期間（目標年次）を、原則として5年以内とする「赤字解消基本計画書」等を作成し、県に提出する。

(2) 財政運営の安定化等

① 調整交付金の活用

県は、市町村に対して収納率の確保・向上に対する取組みを支援するほか、必要に応じ市町村国保の財政の安定化を支援するため、調整交付金を活用する。

② 高医療費市町村の安定化計画

被保険者の数、年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお医療費が著しく多額であると認められる市町村は、安定化計画を定め、その措置を講じる。

(3) 事業運営の広域化等

① 医療費適正化策の共同実施

医療費適正化策の共同実施は、行政コストの節減等に繋がることから、医療費通知その他の医療費適正化策について、今後とも実施可能なものについて順次取り組む。